

(課税期間の中途から課税事業者となった場合の基準期間における課税売上高)

問8-2 私は、令和X年10月1日から適格請求書発行事業者となった個人事業者ですが、それまでの間は免税事業者でした。令和X+2年分の申告における基準期間(令和X年分)における課税売上高は、免税事業者であった令和X年1月から9月までの金額を含むのでしょうか。【令和6年4月追加】

【答】

適格請求書発行事業者になったことにより、令和X年10月1日から課税事業者となった個人事業者が、令和X+2年分の消費税の確定申告を行うに当たり、その基準期間は令和X年となりますが、この場合の基準期間における課税売上高(税抜)は、当該個人事業者が免税事業者であった期間(令和X年1月から9月)の課税売上高を含む金額で計算することとなります(消法9②一、基通1-4-5)。

また、その免税事業者であった期間に係る課税売上高について税抜処理は行わず、その売上げ(非課税売上げ等を除きます。)がそのまま課税売上高となりますので、以下の例のとおり計算することとなります。

【計算例】※ 全て適用税率は10%

① 令和X年1月～9月 課税売上高 5,500,000円

② 令和X年10月～12月 課税売上高 4,400,000円

⇒ ① 5,500,000円 + ② 4,400,000円 × 100 / 110 = 9,500,000円

そのまま計算

税抜処理